

2015年度(平成27年度) 金沢大学大学院人間社会環境研究科(第1期募集)
入 学 試 験 問 題(法学・政治学専攻)

試験科目	民 法		
問題区分	一般・外国人・共通	解答用紙枚数	2枚

次の問題1から問題3のうち、2問を選択の上、解答しなさい。ただし、解答用紙は別にし、冒頭に問題番号を付すること。

問題1

X社は、A社と取引を開始してまもなく、A社の経営状態に不安を感じたため、A社の代表者Bに対して、Bの父(Aの親会社の経営者)を連帯保証人につけるよう求めた。しかし、Bは、父から了承を得られなかつたため、Xに対し、Bの妻の父であるYを連帯保証人とする旨、申し入れたところ、Xが了承した。

同じ頃、A社が、近々社員寮を借りるにあたり、その賃貸借の連帯保証人になることの承諾をYから得ており、Bは、Yから手続に必要な実印を預かっていた。そこで、Bは、Yの実印を利用し、印鑑証明書も入手した上で、Yの代理人と称し、A社がX社に将来負担することになる一切の債務について、Yが連帯保証人となる契約をXとの間で締結した。

1年後、A社が倒産したため、Xは、Yに対して未回収の代金債権につき、連帯保証人としての責任を追及した。この場合、Xの請求が認められるか論じなさい。

問題2

【設問】

以下の【事案】において、本件契約1および本件契約2について、Xによる解除の主張が認められるか否かを論じなさい。

【事案】

Xは、Yが建築・分譲するいわゆるリゾートマンションの1室を4000万円で買い受け(本件契約1)、Yに代金を支払った。この本件契約1とともに、Xは、Yが所有・管理する本件スポーツクラブの会員権1口を購入し(本件契約2)、登録料および入会預り金合計250万円を支払った。Yは、マンションの売り出しにあたって本件クラブ会員権付であることをこれまで宣伝してきたものであり、また、本件契約1・2それぞれには、買主がマンション区分所有権とクラブ会員権のうち一方のみを処分することは禁止されている等の特約が付されていた。また、Xとしても本件契約1の締結にあたって、室内温水プールが利用できるスポーツクラブが併設されていることを重視していた。その後、Xは、本件契約1に基づき、マンションの引渡しを受け、登記を済ますことができたものの、Yがスポーツクラブの施設として建設することとなっていた室内温水プールの完成が遅延し、Xが再三要求したにもかかわらず、着工されない状態にあった。そこで、Xは、Yに対して、室内温水プールの完成遅延を理由として、マンション売買契約(本件契約1)およびスポーツクラブ会員契約(本件契約2)の両方を解除する旨の意思表示をし、代金等の返還を求めた。

問題3

【事案】

A は B に対して合計 1000 万円の売掛代金債権(以下、「本件債権」という)を有しており、同債権には、譲渡禁止特約が付されていた。X は、2月 9 日、本件債権の譲渡を受けた(以下、「本件債権譲渡」という)。そして、翌 10 日、A から B に確定日付ある譲渡通知がなされ、B のもとに到達した。譲渡の当時、X は、A と B の取引の実情を知る立場にあり、特約の存在を知らないことについて重大な過失があった。その後、Y によって、2月 15 日に本件債権に対して差押え(以下、「本件差押え」という)がなされ、同差押えは同日中に B のもとに送達された。しかし、本件差押え通知の後、B は、2月 20 日、譲渡禁止特約が付された本件債権の譲渡について、A および X に対して承諾を与えた。

【設問】

以上の【事案】において、X は、譲渡禁止特約が付された本件債権の譲渡について B から承諾を得たことを理由として、Y に対して本件債権譲渡の効力が優先することを主張することができるか否かを論じなさい。また、以上【事案】において、B による承諾が、差押えに先立つ 2 月 11 日であった場合と 2 月 20 日であった場合(いずれも同日送達)とで、結論が異なるか否かについても言及しなさい。

2015年度(平成27年度) 金沢大学大学院人間社会環境研究科(第1期募集)
入 学 試 験 問 題(法学・政治学専攻)

試験科目	民事訴訟法		
問題区分	一般・外国人・共通	解答用紙枚数	1 枚

民事訴訟法 29 条の規定によって当事者能力を肯定される団体が、自ら当事者となって以下の各訴えを提起する場合に、訴訟上問題となることを論じなさい。

- (1) 団体が保有していた絵画の売却代金の支払いを、買主に求める訴え
- (2) 団体の活動の用に供するための建物を購入した場合に、当該建物につき団体への所有権移転登記手続をすることを売主に求める訴え
- (3) 団体の活動の用に供するための建物を購入した場合に、当該建物につき団体の代表者への所有権移転登記手続をすることを売主に求める訴え
- (4) 団体の活動の用に供するための土地として団体の代表者名義で登記されている土地を、隣地所有者が取り込んでいる場合に、当該土地の所有権が団体にあることの確認を隣地所有者に求める訴え
- (5) 団体の活動の用に供するための土地として団体の代表者名義で登記されている土地を、隣地所有者が取り込んでいる場合に、当該土地が団体構成員の総有に属することの確認を隣地所有者に求める訴え

2015年度（平成27年度） 金沢大学大学院人間社会環境研究科（第1期募集）

入 学 試 験 問 題

試験科目	外 国 語 「 英 語 」
------	---------------

* * * 受験生への注意事項 * * *

(解答を始める前によく読んでください。)

- 以下の2問の中から1問のみを選択して解答してください。
- 選択した設問番号を明記してください。
- 上に指定された選択数を超えて解答した場合、または、設問番号を明記していない場合は、答案をすべて無効とすることがあります。

2015年度(平成27年度) 金沢大学大学院人間社会環境研究科(第1期募集)
入 学 試 験 問 題(法学・政治学専攻)

試験科目	外国語「英語」		
問題区分	一般,外国人・共通	解答用紙枚数	1枚

問1. 次の英文を日本語に訳しなさい。

※cabinet order : 政令

ministerial ordinance : 省令

Izutarō Suehiro : 末広巖太郎 (1888-1951, 日本の民法学者)。

出典: John O. Haley, *The Spirit of Japanese Law*, The University of Georgia Press, 1998,
p.20.9 - p.30.7. (文章を一部改変の上引用。)

2015年度(平成27年度) 金沢大学大学院人間社会環境研究科(第1期募集)
入 学 試 験 問 題(法学・政治学専攻)

試験科目	外国語「英語」		
問題区分	一般 外国人・共通	解答用紙枚数	1枚

問2 下の英文を日本語に訳しなさい。

出典: ROSENSTONE, Steven J. and John Mark Hansen. *Mobilization, Participation, and Democracy in America*. Macmillan Press, 1993; Longman Classics edition, 2003. p.10, line 7-p.11, line 5.

(一部改変の上、引用した。)

2015年度（平成27年度） 金沢大学大学院人間社会環境研究科（第1期募集）
入 学 試 験 問 題

試験科目	外 国 語 「 ドイツ語 」
------	----------------

* * * 受験生への注意事項 * * *

（解答を始める前によく読んでください。）

- 以下の2問の中から1問のみを選択して解答してください。
- 選択した設問番号を明記してください。
- 上に指定された選択数を超えて解答した場合、または、設問番号を明記していない場合は、答案をすべて無効とすることがあります。

2015年度(平成27年度) 金沢大学大学院人間社会環境研究科(第1期募集)
入 学 試 験 問 題(法学・政治学専攻)

試験科目	外国語「ドイツ語」		
問題区分	一般・外国人・共通	解答用紙枚数	1枚

問1 次の文章を全訳しなさい。

出典: Robert Alexy, Theorie der Grundrechte, Frankfurt am Main 1986, S. 40

2015年度(平成27年度) 金沢大学大学院人間社会環境研究科(第1期募集)
入学試験問題(法学・政治学専攻)

試験科目	外国語「ドイツ語」		
問題区分	一般・外国人・共通	解答用紙枚数	1枚

問2. 次のドイツ語の文章を全訳しなさい。翻訳する際に、指示代名詞は可能な限り元の名詞に置き換えてください。

出典 P. Koschaker, Europa und das römische Recht, 4. Aufl, 1966, S.1
(先頭から末尾の行まで)

以上